

衆議院
平成三十年五月十七日(木曜日)

災害対策特別委員会議録 第六号

六号

(一六〇)

出席委員	同月八日	補欠選任
委員長 望月 義夫君	辞任 広田 一君	もとむら賢太郎君
理事 大見 正君	大隈 敏君	原田 義昭君
理事 藤丸 敏君	三原 朝彦君	岡島 一正君
理事 近藤 和也君	理事 上野 宏史君	赤羽 一嘉君
理事 坂本 哲志君	金子 俊平君	大隈 和英君
園田 博之君	金田 勝年君	和英君
高木 啓君	北川 知克君	宮路 拓馬君
鳩山 二郎君	新谷 正義君	山岡 達丸君
船橋 利実君	田野瀬 太道君	小宮山 泰子君
神谷 裕君	根本 幸典君	山岡 達丸君
早稲田 夕季君	原田 憲治君	小宮山 泰子君
浅野 哲君	池田 真紀君	宮路 拓馬君
山岡 達丸君	高木 錬太郎君	和英君
佐藤 英道君	青山 大人君	大隈 太郎君
田村 貴昭君	岡本 充功君	和英君
國務大臣(防災担当) 小此木 八郎君	江田 康幸君	和英君
内閣府副大臣 あかも 二郎君	もとむら賢太郎君	和英君
内閣大臣政務官 山下 雄平君	杉本 和巳君	和英君
衆議院調査局第三特別調査 井東 春晃君		
委員の異動 辞任 菊田 真紀子君		
補欠選任 広田 一君		

五月十六日	災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)	県議会(第一八九六号) 平成三十年二月の大雪被害に対する支援を求める意見書(福井県議会)(第一八九七号) 防災・減災体制の更なる強化を求める意見書(北海道釧路町議会)(第一八九八号)
四月十六日	災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)	防災・減災体制の更なる強化を求める意見書(北海道厚岸町議会)(第一八九九号) 防災・減災体制の更なる強化を求める意見書(北海道標茶町議会)(第一九〇一号)
九一号)	大雪による除雪体制の強化及び被害に対する支援を求める意見書(石川県小松市議会)(第一八九〇号)	防災・減災体制の更なる強化を求める意見書(北海道弟子屈町議会)(第一九〇二号) 防災・減災体制の更なる強化を求める意見書(北海道鶴居村議会)(第一九〇三号)
九二号)	大雪による除雪体制の強化及び被害に対する支援を求める意見書(石川県白山市議会)(第一八九〇四号)	防災・減災体制の更なる強化を求める意見書(北海道白糠町議会)(第一九〇四号)
室長	○望月委員長 これより会議を開きます。	は本委員会に付託された。
大臣。	本日の会議に付した案件	は本委員会に参考送付された。
大臣。	災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)	

五月七日	災害救助法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)	ただいま議題となりました災害救助法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
委員の異動 辞任 菊田 真紀子君	災害救助法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)	法律案は、東日本大震災、平成二十八年熊本地震を教訓に、いつ起こるかわからない災害に備え、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設することにより、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図ることを目的とするものであります。
補欠選任 広田 一君	○小此木国務大臣 おはようございます。	以上が、この法律案を提出する理由であります。
災害救助法の一部を改正する法律案(神奈川県議会)(第一八九四号)	災害救助法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)	次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。
災害救助法の一部を改正する法律案(山形県議会)(第一八九三号)	災害救助法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)	第一に、救助実施市の長による救助の実施についてであります。
災害救助法の一部を改正する法律案(金沢市議会)(第一八九五号)	災害救助法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)	防災体制、財政状況その他的事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する救助実施市の長が、その区域内において一定の程度の災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救援を行うこととしております。また、指定は救援を行おうとする市の申請により行うこととしております。さらに、内閣総理大臣は、指定をしようとするとするときは、あらかじめ、指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聞かなければならぬこととしますとともに、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならないこととしております。
災害救助法の一部を改正する法律案(長野県議会)(第一八九三号)	災害救助法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)	第二に、都道府県知事による連絡調整についてであります。
災害救助法の一部を改正する法律案(山形県議会)(第一八九五号)	災害救助法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)	都道府県知事は、救助実施市の区域及び救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した一定の程度の災害に際し、救助において必要な物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われる

よう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者の連絡調整を行うこととしております。

第三に、救助に要した費用の支弁区分についてであります。

救助実施市の長による救助に要する費用は、救助実施市が支弁することとしております。

第四に、国庫負担についてであります。

国庫は、救助実施市が支弁した費用等の合計額が一定の額以上となる場合において、その一部を負担することとしております。

第五に、災害救助基金についてであります。

救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならぬこととしております。また、都道府県及び救助実施市の災害救助基金の最少額は、都道府県の地方税法に定める普通税の収入額の決算額をもとに算定した額とし、災害救助基金が最少額に達していない場合は、一定の金額を積み立てなければならぬこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○望月委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四分散会

災害救助法の一部を改正する法律案

災害救助法の一部を改正する法律

災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二類第一号

目次中「第一條」を「第一条の三」に、「第二十九条」を「第二十条」に、「第三十条」を「第三十一條」に、「第三十一條第一項」を「第三十二条」に、「第三十五条」に改める。

第二条中「市町村(特別区を含む。)」を「市(特別区を含む。以下同じ。)町村(以下「災害発生市町村」という。)」に改め、「とする。」の下に「次条第一項において同じ。」を加え、第一章中同条の次に次の二条を加える。

(救助実施市の長による救助の実施)

第一条の二 救助実施市(その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。)の区域内において前条に規定する災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条の規定にかかるらず、当該救助実施市

第七条第一項及び第二項並びに第八条中「都道府県知事を」「都道府県知事等」に改める。

第九条の見出し中「都道府県知事を」「都道府県知事等」に改め、同条第一項中「都道府県知事を」「都道府県知事等」に、「生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送」を「生産等」に改める。

第七条第一項及び第二項並びに第八条中「都道府県知事を」「都道府県知事等」に改める。

第十一条の見出し中「都道府県知事を」「都道府県知事等」に改め、同条第一項及び第二項中「都道府県知事を」「都道府県知事等」に、「生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送」を「生産等」に改める。

第十一条の見出し中「都道府県知事を」「都道府県知事等」に、「市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」を「災害発生市町村(救助実施市を除く。以下同じ。)」に改める。

第十三条中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める。

第十七条を次のように改める。

(事務の区分)

第十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第一項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第三項、第十四条及び第十六条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

二 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

三 第二条の二第一項の規定により救助実施市

四 第十三条规定により災害発生市町村が處理することとされている事務

五 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聽かなければならない。

六 前各項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

七 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

八 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

九 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

十 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

十一 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

十二 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

十三 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

十四 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

十五 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

十六 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

十七 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

十八 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

十九 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

二十 前各項に定めるもののほか、指定及びその取扱いに関する事務は、内閣府令で定める。

売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。)を業とする者その他の関係者の連絡調整を行うものとする。

第三条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条中「都道府県知事は」を「都道府県知事又は救助実施市の長(以下「都道府県知事等」という。)は」に改める。

第四条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

五 第二条及び第十三条第一項の規定により救助実施市(以下「都道府県等」という。)が處理することとされている事務

六 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

七 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

八 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

九 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

十 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

十一 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

十二 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

十三 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

十四 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

十五 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

十六 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

十七 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

十八 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

十九 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

二十 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

二十一 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

二十二 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

二十三 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

二十四 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

二十五 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

二十六 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

二十七 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

二十八 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

二十九 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

三十 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

三十一 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

三十二 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

において準用する第六条第三項、第十一條、第十二条及び第十四条の規定により都道府県又は救助実施市(以下「都道府県等」という。)が處理することとされている事務

三十三 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

三十四 第二条の二第一項の規定により救助実施市

三十五 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

三十六 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

三十七 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

三十八 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

三十九 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

四十 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

四十一 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

四十二 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

四十三 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

四十四 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

四十五 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

四十六 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

四十七 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

四十八 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

四十九 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

五十 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

五十一 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

五十二 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

五十三 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

五十四 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

五十五 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

五十六 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

五十七 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

五十八 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

五十九 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

六十 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

六十一 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

六十二 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

六十三 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

六十四 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

六十五 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

六十六 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

六十七 第二条の二第一項の規定により都道府県が處理することとされている事務

別表第三中七の八の項を削り、七の九の項を七の八の項とし、七の十の項から七の二十の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第四中一の六の項を一の八の項とし、一の二の項から一の五の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一の二 救助実施市 の長	災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十 二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定める もの
一の三 災害発生市町村の長	災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助 金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定に より災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事 務であつて総務省令で定めるもの

別表第四中四の十三の項を削り、四の十四の項を四の十三の項とし、四の十五の項から四の三十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第五中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第九号の五を削り、第九号の六を第九号の五とし、第九号の七を第九号の六とする。

(卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条のうち住民基本台帳法別表第三の七の二十の項の次に次のように加える改正規定中別表第三の七の二十の項を「別表第三の七の十九の項」に、「七の二十一」を「七の二十一」に改める。

理由

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るために、内閣総理大臣の指定する救助実施市 の長による救助